

千葉県議会予算委員会会議録（平成 28 年 2 月定例会）

平成 28 年 3 月 4 日（金曜日）

○副委員長（亀田郁夫君） 次に、齊藤委員。（拍手）

○齊藤 守委員 自由民主党、船橋市選出の齊藤守でございます。引き続き質問をさせていただきます。

初めに、18 歳選挙権について伺います。

公職選挙法の改正により、選挙権年齢の引き下げが行われることなどを契機に、生徒が有権者としてみずからの判断で権利を行使することができるよう、学校の授業等において現実の具体的な政治的事象を扱うなど、実践的な指導を行うことが重要であると考えます。しかし、教員によっては、特定の新聞だけを生徒に示したり、特定の事柄を強調し過ぎたりするなど、政治的中立性を欠いた授業が行われているということも聞きます。その点に懸念するわけですが、その結果、生徒が偏った考え方の授業内容に従って投票してしまうのではないかと心配するところでもあります。

そこで伺います。政治的中立性を欠いた指導が行われるおそれはないのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 内藤教育長。

○説明者（内藤教育長） 学校において、政治的中立性を欠いた指導が行われることがあってはならないことであり、県教育委員会としても国からの通知等を踏まえ、各学校をしっかりと指導してるところでございます。

○副委員長（亀田郁夫君） 齊藤委員。

○齊藤 守委員 昨年の日教組によります教研集会での発言の中で、ポスターに安倍総理の顔が描かれて、あえてひげが描かれていて、ヒトラーのように手を挙げている、そういうポスターがあって、キャッチコピーに安倍内閣の暴走はとまりませんなんていうポスターが学校内に張られたというふうなことが報告されておりました。また、ことしの教研集会では、昨年の安保法制に反対で国会前に座り込んだという教師が、主権者としての政治参加はどうあるべきか表現する主権者を目指してというふうな項目で、デモを偏重するような、そういった教育がなされたというふうな報告があったと新聞に載っておりました。また、ある教師によっては、こういうことを言っていました。これまでの自由な教育が今度の法改正でもってできなくなるのではないかとこのふうなことが心配であるというふうなことが言われていたわけですが、これを聞いて、これまでどれだけ、どんな自由な教育

が行われていたのか、逆に私は心配するわけですがけれども、こうした偏った教育が行われないよう防止策は何かあるのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（小川指導課長） 指導課長の小川でございます。

生徒への指導に当たりましては、さまざまな見解を提示すること、また、特定の見方や考え方に偏った取り扱いをしないことなどにつきまして、各学校に周知するとともに、各種の会議などを通じて指導しているところでございます。また、教員の言動が生徒に与える影響は大きいことから、教員の一層の資質向上のための研修も予定しておりまして、これらを通じまして、学校における政治的中立性を確保してまいります。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 学校で特定の候補者、または政党に対して投票させる、またはさせない目的での指導や、あるいは掲示物があった場合、こうしたものは公職選挙法に抵触するおそれもあることですので、最大の注意を払っていただきたいというふうに思います。

次に、今年度新規事業として予算措置された東京湾ツーリズム旅客船運航実証実験事業についてお伺いいたします。

東京都では既に多くの水上バスが運航されているところです。新たな航路の検討もされており、今後さらに東京の舟運は充実するものと思われれます。同じ東京湾に面している千葉県でも舟運の可能性は大変大きいのではないかと期待するところです。

そこでお伺いしますが、今回の東京湾ツーリズム旅客船運航実証実験事業の目的は何でしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 麻生商工労働部長。

○説明者（麻生商工労働部長） 県では、本年度、東京湾ツーリズム調査・推進事業を実施しておりまして、実現可能性のある運航航路、あるいはその形態などについて調査を進めてきたところでございます。来年度におきましては、この調査結果に基づきまして、実際に旅客船を一定の期間運航し、東京湾ツーリズムの確立に向けた課題の把握と解決策を検討することとしております。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 ありがとうございます。旅客船運航に当たっての最大の課題は、果たし

てニーズがあるのかないのかということだと思います。実際、過去に船橋港のららぽーと前から横浜のみなとみらい地区への定期船運航の事業者がりましたが、赤字の上、廃業してしまった経緯があります。多くの方々に利用してもらうためには、実証実験においても、ただ単に旅客船を運航するだけでなく、利用者のニーズに応えるための工夫が必要だと思います。

そこでお伺いしますが、この事業の具体的な内容はどのようなものなのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（松上観光企画課長） 観光企画課長の松上でございます。

この事業は地方創生の取り組みの一環として、県と千葉市、船橋市が共同して、千葉みなと、船橋、有明を結ぶ航路での旅客船運航の実証試験を行うことで東京湾エリアでの新たな水上観光を創出するための条件等を検証しようとするものです。停泊地といたしましては、来月から供用が開始をされます千葉みなと棧橋や船橋の京葉食品コンビナート内にある棧橋などを予定しております。また、停泊地の周辺では、航路沿線の観光関連事業者等と連携をいたしまして、地元市独自のおもてなし企画なども含む周遊観光コースの設定を行うと。そうしたことで航路の魅力を高める、そういった取り組みもあわせて実施をやってまいります。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 ありがとうございます。船橋では水上タクシーの運航を検討している方がおられます。また、市では三番瀬に面した海浜公園に環境学習館みたいなものをつくり、海を生かしたまちづくりをしていこうというふうに市では計画しておるようであります。東京湾ツーリズム事業が旅客船の東京や千葉からやってきた方々に対し、さらに水上タクシーで周辺の観光スポットを周遊できるようにすれば、旅客船及び水上タクシーの双方に相乗効果が認められるのではないかと思うわけです。ぜひこのような取り組みも連携していただければというふうに思います。

引き続きまして、この船橋港の親水公園護岸付近にある棧橋についてお伺いたします。

県では、外国人観光客の誘致や県産品の販路拡大などに関する知事のトップセールスを初め、さまざまな観光振興の施策を展開し、観光客の誘致に取り組んでいると承知しています。先ほど申し上げました船橋でも、先ほど言ったように海を生かしたまちづくりを行っていかうとしているわけで、そういった中で先ほど申し上げました横浜行きの船を動かしていた事業者が使っていた棧橋が、ららぽーとの前に放置されたままになっています。景観上も、あるいは安全上も大変大きな問題になっております。この問題についてお伺いいたしますが、船橋港親水公園付近の護岸付近に放置されている棧橋について、県ではど

のような対応を行っているのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（松田港湾課長） 港湾課長の松田でございます。

この栈橋は、当初、旅客船を運航する民間企業が県の水域占用許可を受けて設置しましたが、現在は許可期間が満了し、不法に放置された状態となっています。現在、当該企業は法人としての実態がなく、登記簿上の役員も当該企業との関係を否定しているため、栈橋の所有者が不明確な状態となっています。県では、栈橋の現況調査を行うとともに、栈橋の撤去等を求めるため、所有権の所在について確認を行っているところです。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 先ほど水上タクシーの話をしましたけれども、水上タクシーをやっていく上ではいろんなところに栈橋が必要になってくるわけで、この水上タクシーの事業にこの栈橋を使ったらどうかと思うんですが、県ではどのように考えておられるのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（松田港湾課長） 県としましては、調査の結果、所有者が確認できた場合は速やかに撤去等を求めてまいります。また、所有者が確認できない場合は、利活用の可否を含め、法令に基づく処分等を検討してまいります。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 県とこの質問の前にさまざま議論させていただく中で、県ではこの栈橋について、老朽化により危険であるということでもさまざまな調査をされたというふうに聞いております。ある方に聞くと、浮き栈橋の中には、鉄の箱の中に空気が入ってるだけです。そこに発泡スチロールを吹き込んじゃえば、もうこれは永久に沈まないし、安全性は確保されるんだというふうな話もあります。そういう意味で、ぜひこれが使えるような方向で御検討いただければと思います。要望とさせていただきます。

次に、新京成線の立体化について伺います。

津田沼駅周辺は駅へ向かう通勤、通学の車やバス、自転車などが行き交い、さらに駅周辺には大型商業店もあるため、日常的に交通量が多くなっています。駅周辺の幹線道路である国道 296 号線や県道長沼船橋線は、新京成線の踏切により交通が遮断され、渋滞の原因の 1 つになっております。特に朝夕のラッシュ時、7 時台は電車が上下合わせて約 30 本

走っているため、国道 296 号線及び県道長沼船橋線と交差している踏切はなかなか通過することができません。昨年、この質問をした後、市のほうでも都市計画の方針の変更をしまして、交通渋滞の緩和を図るため、鉄道事業者と調整を図りながら新京成線の連続立体化について検討を進めると変更されております。現在、県では野田市内の東武野田線と鎌ヶ谷市内の新京成の 2 カ所で連続立体化事業を進めていますが、このうち鎌ヶ谷市内の新京成線は事業期間が平成 36 年度までの予定と聞いています。連続立体化交差事業は事業費がかかりますので、すぐに事業化は難しいとは思いますが、国道 296 号線や県道長沼船橋線の渋滞状況を見ると必要性が非常に高い事業だと思うわけで、そこで伺いますが、新京成線の新津田沼駅付近から前原駅付近までの立体化が必要であると思うが、どうでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（根本道路整備課長） 道路整備課長の根本です。

鉄道の立体化については、鉄道により分断されている市街地の一体化が図られるなど、まちづくりに大きな効果が期待できます。そのため、新京成線の立体化についても、まちづくりの観点から、まずは地元の船橋市、習志野市において検討することが必要であると考えています。県としては、船橋市や習志野市からの相談に対して助言するなど適切に対応してまいります。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 296 号線は、これは国道であり、県が管理しているわけです。長沼船橋線は県道であります。この道路の渋滞の緩和は、県の役割であるというふうに思うわけです。市も船橋市、習志野市、両市が絡んでいることですので、県が主導的に新京成に話をしていくべきだというふうに考えております。平成 36 年の鎌ヶ谷市内の立体化事業の後でいいと思いますけれども、ぜひ事業化できるように準備を進めてくださるようお願いをして、この件については終わりとさせていただきます。

次に、中核市の児童相談所の設置について伺います。

児童相談所については、平成 16 年 12 月の児童福祉法の改正により、中核市においても設置することが可能となりました。私は、昨年 11 月に健康福祉常任委員会の県外調査で、中核市で児童相談所を設置している石川県金沢市の金沢市児童相談所を視察してまいりました。金沢市は乳児保育や夜間保育など、質、量ともに充実した保育の実現や、地域の子育てサロンの開催など、少子化対策と児童福祉施設でできることを可能な限り実現してきた中、地方分権の実現という視点で市が権限を持つことにより市民福祉の向上につながるという首長の強いリーダーシップのもと、児童相談所を設置し、児童虐待への対応力の強

化も図っています。私は視察を行った結果、市が児童相談所を設置することは児童虐待防止対策の強化に非常に有効であると感じました。また、平成19年3月に千葉県社会福祉審議会から出された答申では、社会的養護を必要とする子供たちを生み出さないための取り組みの強化として、中核市に対し児童相談所の設置を働きかけることを県に求めています。そこで伺いますが、中核市が児童相談所を設置することについて、県の認識はどのようになっているのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（根本児童家庭課長） 児童家庭課長、根本でございます。

中核市が児童相談所を設置することにより、現在、市が実施している児童家庭相談との窓口の一元化が図られ、市民に身近な相談機関として相談しやすい体制が整備されるものと考えております。また、市が実施している各種の子育て支援サービスとの連携が図られ、総合的な対応が可能になることから、きめ細やかな支援を行うことができるものと考えております。

○副委員長（亀田郁夫君） 斉藤委員。

○斉藤 守委員 本県においては、船橋市の松戸市長が児童相談所の設置を公約に掲げて当選されたところであります。現在設置について検討していると聞いております。しかしながら、実際に児童相談所を運営していくためにはさまざまな問題があり、財政面での負担も大きな課題の1つです。金沢市児童相談所は管轄人口は46万人規模の児童相談所ですが、平成27年度の児童相談所の運営費が11億8,153万円と聞いています。また、児童相談所の建物を整備する必要などもあり、そういったお金もかかってくるわけです。国においては、今国会に中核市における児童相談所必置の法案を上程するという事聞いていますけれども、政治の情勢がどうなっていくかで上程されるのかどうかわかりませんが、そうした状況の中でお伺いしますが、中核市が児童相談所を設置する場合、国からはどのような財政支援があるのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（根本児童家庭課長） 現在、児童相談所の児童福祉司などの職員の配置につきましては地方交付税措置がされているところでございます。また、児童措置費や一時保護所の運営費に対しては、国から2分の1の負担金が交付されるとともに、一時保護所の整備費についても国の交付金制度がございます。

○副委員長（亀田郁夫君） 齊藤委員。

○齊藤 守委員 国から施設整備や運営に対する財政支援があるという答弁でした。業務を遂行するための体制の整備も課題となってまいります。児童相談所は極めて多様な背景を持つ児童と家庭に関する相談を受理し、社会調査や心理的なケアなどを行い、必要に応じて一時保護や児童福祉施設等への措置など、専門性の高い業務を行っています。そして、高い専門的知識と技術を持った職員の確保が必要になってくると思うわけです。また、入所措置を行う児童福祉施設の確保も課題となってきます。

そこで伺いますが、県としてはどのような——先ほどは国でしたけれども、今度は県としてどのような支援ができるのでしょうか。

○副委員長（亀田郁夫君） 関係課長。

○説明者（根本児童家庭課長） 県といたしましては、業務を遂行するための専門的知識や技術を習得するための研修職員の受け入れや設置後の職員の派遣、市外の児童福祉施設の入所に関する広域的な調整など、開所時から十分に機能を発揮できるよう、必要な支援を行ってまいります。

○副委員長（亀田郁夫君） 齊藤委員。

○齊藤 守委員 ありがとうございます。必要な支援を行っていくという御答弁をいただいたわけですが、仮に中核市が児童相談所を設置すると、その分、県のこれまでかかっていた予算の部分が減額される効果も県にとってはあるわけでありまして、ぜひ物心両面にわたっての支援をしていただいて、運営が最初からスムーズにいけるように御配慮いただければというふうに思います。

以上をもちまして私、齊藤守の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）